



島根県報

令和8年6月1日（月）

号外第66号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正

2

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第6号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和8年7月1日から施行する。

令和8年6月1日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

文書料の項中「1,870円」を「2,200円」に、「1,700円」を「2,000円」に、「2,640円」を「3,080円」に、「2,400円」を「2,800円」に、「は1,650円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,500円）」を「は1,980円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,800円）」に、「1件につき 1,650円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,500円）」を「1件につき 2,090円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,900円）」に、「2,090円」を「2,640円」に、「1,900円」を「2,400円」に、「3,300円」を「3,850円」に、「3,000円」を「3,500円」に、「4,400円」を「5,060円」に、「4,000円」を「4,600円」に、「5,500円」を「6,600円」に、「5,000円」を「6,000円」に改める。